

◆ 国賠名 ピース缶事件冤罪、偽証 I・K 国賠

原告	I・K
原告代理人	羽柴駿・菊池幸夫・福島瑞穂他 5 名
被告	国・東京都／検察官 3 名／警察官 1 名／民間人偽証者 K
事件の概要	<p>1969 年から 71 年にかけて、いわゆる土田・日石・ピース缶爆弾事件発生。</p> <p>原告の I・K さんは、73 年 2 月 9 日、上記事件のうちピース缶事件容疑でデッチ上げ逮捕（最初は別件）、起訴される。刑事公判は、一審無罪、二審は途中検察の控訴取り下げにて無罪確定。</p> <p>1987 年 12 月 8 日、東京地裁へ提訴。</p> <p>逮捕から無罪確定に至るまでの警察・検察およびその協力者 K による数々の違法行為（捜査、逮捕、勾留、起訴、控訴等に至る全般）に対し、その責任を追及。2905 万 5600 円の損害賠償請求。国・東京都のみ被告とするのではなく、警察官、検察官という「個人被告」をも射程に入れ、追及の対象としている。</p> <p>95 年 10 月 17 日、一審判決。検察側元証人の K の偽証を認め、200 万円の支払命令。しかし国、都そして検察、警察の個人責任はすべて却下。</p> <p>控訴するも棄却。</p> <p>更に上告するもこれも上告棄却、確定（2000 年 2 月 29 日）。</p>
結果	一部勝訴